

村山市スポーツ施設使用料の減免に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、村山市スポーツ施設条例（以下、「条例」という）第9条に規定する使用料の減免について、その基準及びその他必要な事項を定めるものとする。

(承認の基準)

第2条 村山市教育委員会（以下、「教育委員会」という）は、条例施行規則第10条に規定する使用料減免申請書の提出を受けたときは、次に定める基準に基づいてその事業内容を審査し、承認の適否を決定する。

(1) 市及び教育委員会が主催する事業

(2) 市及び教育委員会が負担金、補助金及び交付金を支出して行われるスポーツに関する事業

(3) 市及び教育委員会が共催するスポーツに関する各種大会、研修会及び講習会

(4) 市及び教育委員会が後援するスポーツに関する各種大会、研修会及び講習会

(5) その他教育委員会が適当と認める事業

2 前項の基準のうち、第1号から第2号までの使用料は全額免除、第3号の使用料は実費を除き全額免除及び第4号の使用料は実費を除き2分の1を免除する。

3 前2項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当すると認められる場合については、減免を承認しない。

(1) 法令又は公序良俗に反するもの

(2) 政治的又は宗教的活動と受け取られるもの

(3) 思想、信条的中立性を損なうもの又はそのおそれのあるもの

(4) 専ら営利を目的とするもの

(5) 暴力団、暴力団員等の利益につながるもの

(通知)

第3条 教育委員会は、前条の規定により決定した審査の適否を、申請者に通知するものとする。

(その他)

第4条 この要綱に定めるもののほか、使用料の減免に関し必要な事項は教育長が別に定める。

スポーツ施設使用料減免について（基準）

項 目	減 免 内 容
〔市、教育委員会及びスポーツ協会〕 市、教育委員会及びスポーツ協会主催事業	全額免除
市、教育委員会及びスポーツ協会が負担金、補助金及び交付金を支出して行われる体育事業	全額免除
営利を伴わない事業及び入場料を徴収しない事業で、市、教育委員会及びスポーツ協会が「共催」する各種大会、研修会及び講習会	全額免除（実費除く）
営利を伴わない事業及び入場料を徴収しない事業で、市、教育委員会及びスポーツ協会が「後援」する各種大会、研修会及び講習会	50%免除（実費除く）
〔スポーツ施設指定管理者〕 スポーツ施設指定管理者主催事業	全額免除
入場料を徴収しない事業で、スポーツ施設指定管理者が「共催」する各種大会、研修会及び講習会	全額免除（実費除く）
入場料を徴収しない事業で、スポーツ施設指定管理者が「後援」する各種大会、研修会及び講習会	50%免除（実費除く）
〔小中学校〕 市教育委員会及び市内小中学校長会「主催」の大会並びにその大会に出場する各校が練習で使用する場合	全額免除
市教育委員会及び市内小中学校長会「共催」の大会並びにその大会に出場する各校が練習で使用する場合	全額免除（実費除く）
市教育委員会及び市内小中学校長会「後援」の大会並びにその大会に出場する各校が練習で使用する場合	50%免除（実費除く）
学校改築等で学校体育館が使用できない時に使用する場合	全額免除
学年行事で使用する場合	全額免除（実費除く）
〔市内中学校〕 学校長が任命した指導者がついて、部活動の練習として使用する場合 ※体育館の支障のない限り、月曜日～土曜日の午後7時まで （日曜日は部活動の練習をしないこと。祝日はできる。） ※市内・市外の他校と練習試合をする場合は事前に連絡をもらう	全額免除
〔市内高校〕 学校長が任命した指導者がついて、部活動の練習として使用する場合 ※中学校の部活動やスポーツ少年団練習、定期利用団体活動を優先する。 ※市内・市外の他校と練習試合をする場合は事前に連絡をもらう	全額免除（実費除く）
〔スポーツ少年団加盟団体〕 村山市スポーツ少年団本部主催事業	全額免除
村山市スポーツ少年団関係が練習で使用する場合 （子供会、親子会は該当しない）	全額免除（実費除く）
〔総合型地域スポーツクラブ〕 市総合型地域スポーツクラブがクラブ活動で使用する場合	全額免除（実費除く）